



# 市議会に要望（お願い）や意見があるときは？

私たちは、市の仕事について、「こうしてほしい」という要望（お願い）があるときは、市議会に直接、文書で伝えることができます。

このうち、その意見などに賛成する議員の紹介があるものを「**請願**」といいます。

また、議員をとおさず、市議会に直接提出されたものを「**陳情**」といいます。

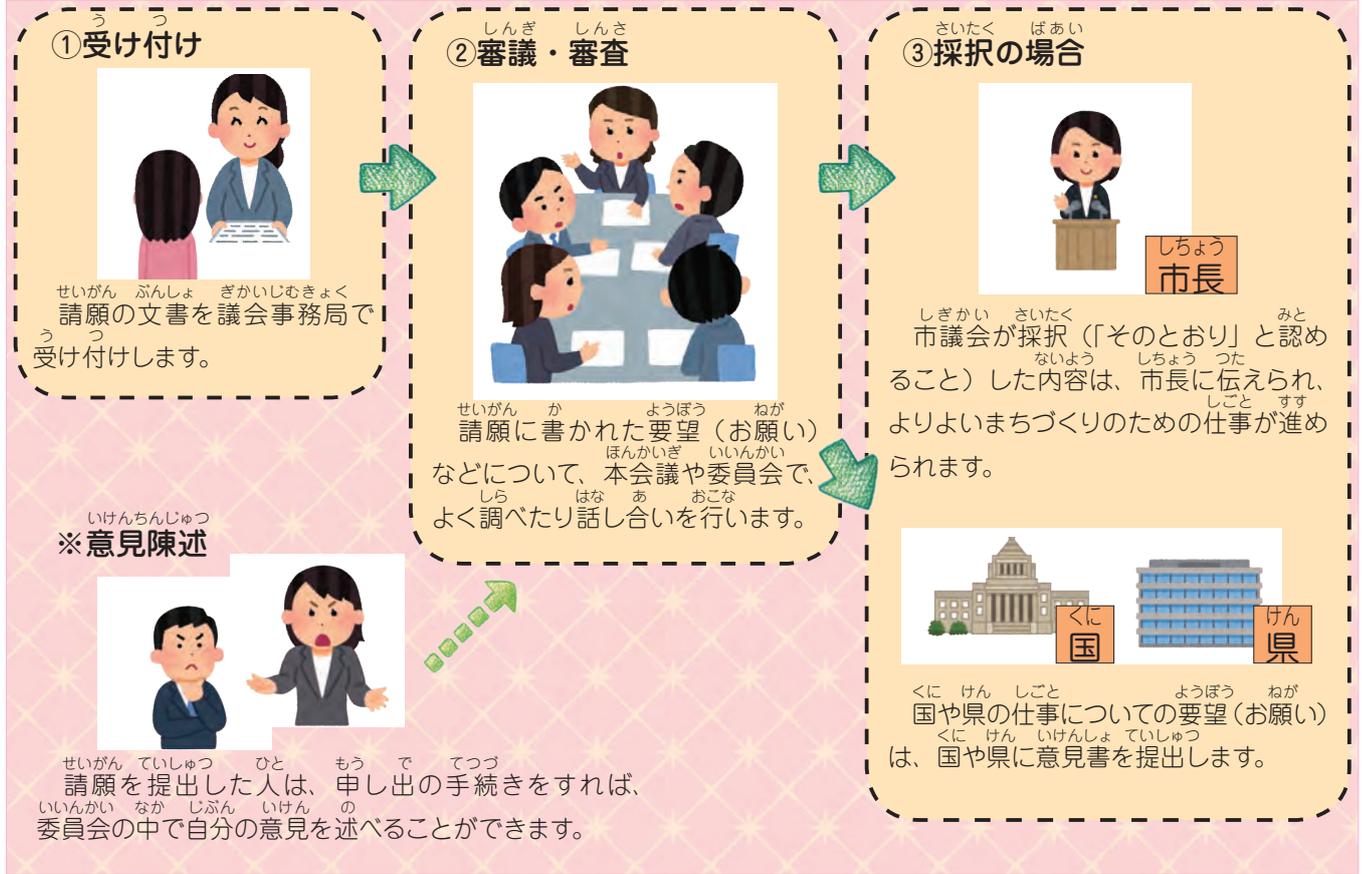
※請願には、紹介議員の署名が必要です。



## 請願について



皆さんからの請願を受け付けたら、その内容をよく調べたり、話し合いを行います。結果、市議会が採択（「そのとおり」と認めること）された場合は、まちづくりの中で行うように市長へ伝えます。国や県の仕事についての要望（お願い）は、実現してほしい内容を書いた意見書を、国や県に提出します。



## 陳情について



倉敷市では、陳情は議員全員に要望（お願い）内容をお知らせします。市議会での話し合いなどは行いません。